

(案)

平成29年 月 日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市環境審議会
会長 久 隆浩

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に対する意見
について（答申）

平成29年8月23日付け芦市環第1577号で諮問のあった標記のことについて、
慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

(案)

(別紙)

1 はじめに

芦屋市環境審議会は平成29年8月23日に市長より、神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画（以下、「本事業計画」という。）に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）についての市長意見書の作成にあたり、環境の保全の見地からの意見を求められたものであり、準備書のほか補足資料を踏まえ、専門の見地から慎重に審議を行った。

本事業計画は、株式会社神戸製鋼所（以下、「事業者」という。）が神戸製鉄所の高炉設備等を撤去した跡地に、出力約130万kWの石炭火力発電所を新設するものである。本事業計画の実施により、出力約140万kWの既設発電所と合わせて計4基の発電機からなる発電所が稼働することとなる。

芦屋市全域が建設予定地から10km圏内に位置し、環境影響が及ぶと考えられる本事業計画について、芦屋市は下記に留意する必要がある。

2 全体的事項

(1) 石炭火力発電は他の火力発電と比べ、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量が多い傾向にある。

このことから、国が示した「日本の約束草案」や電気事業連合会加盟10社等計35社が示した「電気事業における低炭素社会実行計画」等を踏まえ、温室効果ガス削減に向けた取組を着実に履行すること、今後CO₂排出削減技術を始めとする各種環境保全技術が開発された場合には、積極的に活用すること、その達成状況の公開に努めることを要請する必要がある。

(2) 石炭には水銀等の重金属類が微量含まれ、燃焼により煤煙中や石炭灰中に残ることが知られている。したがって、各法令に基づく規制基準等を満たすことに加え、監視及び検査結果を周辺自治体及び周辺住民に適宜公開するよう要請する必要がある。

(3) 本事業計画の対象地は都市近郊の沿岸地域であると共に、阪神高速3号神戸線や国道43号線といった幹線道路に隣接している。対象地で災害や事故等が生じた場合、近傍地域に限らず他の地域にも影響が及ぶ可能性がある。

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価方法書に対する芦屋市長の意見でも挙げた災害や事故等の環境影響に加え、今後予想される新たな災害や事故等への対策についても適切かつ十分な検討を行い、準備を整えるよう事業者が要請する必要がある。

また、異常発生の際は地元自治体等に対して速やかに情報開示し、迅速に異常発生の原因究明・解消に努めるよう併せて要請する必要がある。

(案)

- (4) 平成29年10月に事業者の製品の性能に関する検査数値の改ざんが発覚した。このことは、事業者全体の社会的信用を大きく損なうものであった。したがって、事業者に対し、「社会的責任を全うするために必要な会社組織やシステムの再考」や「社員に対する『個人の社会的責任』の教育」を十分に行うよう強く要請する必要がある。

3 大気質

- (1) 準備書によれば、新設2基が寄与する最大着地濃度地点は芦屋市岩園町付近とされる。また、最大着地濃度地点から最至近の大気汚染常時監視局（朝日ヶ丘小学校局）における記録によると、硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質の濃度は現状、環境省が定める環境基準を達成している。

硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質には様々な発生源が考えられるが、既設2基の運用に関する事業者の配慮も環境基準達成に一定程度寄与したものと考えられる。

以上を踏まえ、既設2基と同様、本事業計画により設置される新設2基についても運用に配慮し、継続的な環境基準達成はもちろんのこと、可能な限り発生抑制に努め、少なくとも現状維持がされるよう事業者には要請する必要がある。

また、現状より優れた排出抑制技術が開発された場合には、積極的に活用するよう併せて要請する必要がある。

- (2) 微小粒子状物質のうち、少なくとも本事業計画実施により生じる一次生成粒子については、適切な排出抑制措置を取るよう事業者には要請する必要がある。さらに将来、生成メカニズム等が解明された場合、環境影響を評価すると共に積極的に排出抑制技術を活用するよう要請する必要がある。

4 住民意見等への対応

- (1) 準備書の縦覧時に提出された住民意見等を踏まえ、「石炭火力」に対する理解を図るために発電施設の見学会といった広報活動にも力を入れるよう要請する必要がある。

「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画 環境影響評価準備書のあらまし」を準備書の縦覧期間終了後も公開しており、情報公開については一定の配慮がなされたものと考えられるが、縦覧期間終了後も準備書を閲覧可能にする等、今後の広報活動についても、可能な限り情報公開を行うよう要請する必要がある。

(案)

5 事後調査計画等

- (1) 準備書には「12.3 事後調査」において、事後調査を行わない旨が明記されている。しかし、「準備書記載の内容は予測評価にとどまること」や「住民意見等には事後調査の不実施に関する懸念があること」を踏まえ、事後調査またはそれに準じる調査等を実施するよう要請する必要がある。

- (2) 最大着地濃度地点付近を含む各大気汚染常時監視局の測定データにも注視した上で、準備書に記された「12.2.4 環境保全措置に係る環境監視計画」を着実に履行し、速やかに結果を公開するよう要請する必要がある。

以 上